

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、プラスチックのパイオニアとして、プラスチックに、より高度な機能を創出し、当社の製品を利用することにより「うれしさ」を提供して、お客様をはじめ当社を取り巻く様々なステークホルダーの価値の創造に貢献したいと考えています。そのためには、社会から信頼され、社会に必要とされることが重要であり、コンプライアンスの徹底をはじめ社会・環境への適合性の高い経営、経営を取り巻くリスクへの対処が効率的かつ効果的に行われる体制の構築を進めます。

(コーポレート・ガバナンスの基本方針)

- ・当社は、株主の権利を実質的に確保するとともに、株主総会における権利行使についての適切な環境整備に努めます。
- ・当社は、当社を取り巻くステークホルダーを尊重し、価値を高め、社会に貢献する事業活動を通じて、持続的な成長を図ります。
- ・当社は、法令に基づく情報開示を適切に行い、株主をはじめとするステークホルダーの有用性に資する情報の開示に努め、経営の透明性を確保します。
- ・取締役会は、株主に対する受託者としての責任を認識し、内部統制の有効性や経営判断の妥当性等についての監督を誠実に実行するとともに、経営陣の積極的な業務執行を促進することを役割としてその責務を果たします。
- ・監査役および監査役会は、株主に対する受託者としての責任を認識し、取締役の職務の執行の適法性・妥当性を監査し、取締役会の実効性の確保に資する意見を述べるなど、その役割を積極的に果たします。
- ・当社は、株主との間で建設的な対話を積極的に行い、双方の理解を深め、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する取り組みを推進します。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、事業運営上の必要性や取引関係の維持・向上を図る目的で中長期的に企業価値の向上に資すると判断する場合に株式を保有します。保有する株式については、その経済合理性、保有の意義を踏まえて定期的に保有の必要性を検証し、保有の必要性が薄いと判断する場合は、当該株式を売却します。

取締役会において、個々の銘柄について、

- ・保有目的
  - ・保有による便益・リスクと資本コストとの比較
  - ・経済合理性以外の企業価値向上への寄与
- を検証します。

議決権行使については、議案の内容が投資先企業の企業価値の向上に資するものであり、ひいては保有株式の価値を毀損するものでないかを判断して行使します。特に、長期にわたる業績低迷や重大な不祥事が発生している場合、または当社の株主価値を大きく毀損しうる議案については、慎重に賛否を判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社と取締役との利益相反取引については、法令の規定に基づき、取引の有無および内容の確認を行い、必要に応じて取締役会による承認および報告を行っており、適切に管理しています。また、当社と主要株主との取引等については、東京証券取引所の定める上場規程に基づき、年1回開示しています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用にあたり、人事・経理・IRの部門を統轄する取締役を委員長とし、人事や財務部門のメンバーで構成する企業年金資産運用委員会を設置しています。企業年金資産運用委員会は、運用状況に関するモニタリングを定期的に行うとともに、運用機関が行うスチュワードシップ活動についても確認を行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画:

当社は、経営の基本方針・経営理念ならびに経営戦略・中期経営計画については、その概要をホームページで開示しています。

基本方針・経営理念:<http://www.sumibe.co.jp/company/philosophy/index.html>

経営戦略・中期経営計画:<http://www.sumibe.co.jp/ir/library/presentation/index.html>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針:

本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定:

経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針・手続については、本報告書II 1.【インセンティブ関係】「該当項目に関する補足説明」をご参照ください。

(iv) 経営陣幹部・取締役、監査役の選任・指名および経営陣幹部の解任の決定：

(方針)

適材適所の観点から、業績、知識・経験、人格、識見、意欲等を総合的に勘案して、経営陣幹部・取締役および監査役の候補者としてふさわしい人材を選任します。

(手続)

上記方針に基づき、代表取締役が経営陣幹部・取締役および監査役の候補者としてふさわしい人材を選任し、取締役会において審議し決定します。なお、経営陣幹部・取締役候補者の指名にあたっては、後述のとおり、指名・報酬諮問委員会を活用しています。

(経営陣幹部の解任の方針と手続)

経営陣幹部に、法令・定款に違反する行為があった場合、または職務の懈怠により当社の企業価値を著しく毀損させたと認められる場合には、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会でその処遇を決定します。

(v) 経営陣幹部・取締役、監査役の個々の選任・指名の説明：

株主総会招集通知に添付する参考書類の取締役選任議案および監査役選任議案に記載しています。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社は、法令による取締役会の専決事項および定款の定めに基づき、事業方針・経営計画や業務執行上の重要な事項について、具体的な基準を取締役会決議基準として定め、取締役会で決議しています。また、これに該当する以外の事項については、重要度に応じて決裁基準を設け、これに基づき経営陣が決定しています。経営陣に委任された業務執行が適切になされているかを監督するために、取締役会における業務執行状況の報告の充実を図っています。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

2016年6月開催の定時株主総会より、2名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準及び資質】

当社は、独立性判断基準を取締役会において決定し、本報告書II 1.【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」において開示しています。

【補充原則4-10-1】(指名・報酬に関する任意の仕組みの活用)

経営陣幹部・取締役の指名・報酬について独立社外取締役の意見聴取を行う仕組みとして、2016年度より指名・報酬諮問委員会を設置しております。本報告書II 1.【取締役関係】「指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」をご参照ください。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、経営陣の業務執行を監督するという責務を遂行するための知識・経験・能力を備えた社内の取締役、および客観的な視点に基づいて会社の方針や業務執行に意見を述べる事が期待できる社外取締役により構成すること、適切と考えられる人材があれば可能な限り女性や外国人の登用も検討し、10名程度の取締役で運営していく方針です。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の他の上場会社役員の兼任状況)

当社は、取締役・監査役の他の会社等との兼任状況を、株主総会招集通知に添付している事業報告の「会社役員の状況」に記載しています。

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性についての分析・評価)

2019年度の取締役会の実効性に関する分析・評価の結果の概要は、以下の通りです。

#### 1. 実施内容

取締役会の議事および報告の内容について改善が見られる事項や改善を要する事項、その他の取締役会の運営に関する意見や要望等をアンケート形式で取締役、監査役全員から聴取し、アンケートの結果をもとに常勤取締役で構成する経営会議および社外取締役、非常勤の取締役、常勤監査役、社外監査役が出席する社外役員会において、取締役会の運営等で評価できる内容や課題とすべき内容について議論を行いました。取締役会では、経営会議および社外役員会での議論に基づき、取締役会の実効性評価に関する総括を行いました。

#### 2. 実施時期

2020年2月から2020年8月まで

#### 3. 分析・評価の結果の概要

報告の内容は、相当な改善が進んでいることが確認された一方で、資料の作成や課題の明確化、分析等には一層の工夫を凝らす必要があることで一致しました。

取締役会の付議事項の中でも特に重要なものについては、検討段階での議論や経過の説明を行うなどの取り組みを行い、従来に増して取締役会での議論の充実が図られたことが確認されました。

上記の評価を踏まえ、取締役会が適切に運営されていることを確認するとともに、引き続き取締役会の実効性を更に高めるための取り組みを進めてまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役・監査役がその職務を適切に遂行するため、必要なトレーニング並びに情報の提供を適宜実施します。

・新任の取締役・監査役に対して、必要に応じてその責務を十分に理解する機会を、外部機関の主催する研修などを含めて提供するほか、新任の社外取締役・社外監査役に対しては、当社の事業・財務・組織等に関する必要な情報を提供します。

・社外取締役、社外監査役に対して、毎月開催される社外役員会において、総務本部統轄取締役、常勤監査役、総務本部および経営企画本部との間で、当社の事業戦略や経営課題に関する情報の交換や認識の共有を行うほか、必要に応じて事業所や関係会社の見学などの機会を提供しています。

・取締役・監査役に対して、経営に関わる重要な法改正等適宜必要な情報を共有するための研修を行うとともに、外部機関の主催する研修の機会を適宜提供します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

・株主との対話の窓口としてコーポレート・コミュニケーション部を設置し、株主の意見等について経営陣に報告されるとともに重要な情報は取締役会で共有します。

・コーポレート・コミュニケーション部は経営陣が株主との面談や説明会等において対話を行う支援を行い、総務部門、経理部門および経営企画部門はコーポレート・コミュニケーション部の業務に協力します。

・対話は個別の面談のほか説明会やIRミーティングなどを定期的に行い、随時株主の理解に資する情報をホームページに掲載するなど、情報開示に取り組みます。

・株主との対話についての担当の取締役はコーポレート・コミュニケーション部を統轄する取締役とし、経理部門、経営企画部門の担当役員と協力して建設的な対話の促進を図ります。

・重要な事実の決定等についてはインサイダー情報の管理に関する規程に従い厳格な情報管理の下でこれを行い、株主との対話に際し、明確にこれを管理します。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	10,509,800	21.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,403,600	8.88
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,743,200	5.53
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	2,575,100	5.19
株式会社かんば生命保険	1,180,000	2.38
野村信託銀行株式会社(投信口)	946,600	1.91
株式会社日本カストディ銀行・三井住友信託退給口	873,200	1.76
株式会社三井住友銀行	872,121	1.76
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	809,700	1.63
住友生命保険相互会社	523,400	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

### 補足説明 更新

上記「大株主の状況」は、2021年3月31日現在の状況を記載しております。

当社は自己株式2,532千株(5.11%)を保有しておりますが、上記大株主の状況から除いております。

2020年7月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村アセットマネジメント株式会社が2020年7月15日現在で4,450千株(保有割合8.97%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

2020年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社が2020年10月15日現在で2,341千株(保有割合4.72%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

2021年2月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、フィデリティ投信株式会社が2021年1月29日現在で2,718千株(保有割合5.48%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
阿部 博之	学者													
松田 和雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 博之			阿部博之氏は、大学教授としての専門的知識、豊富な経験および幅広い見識を有しており、客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただいております。同氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」(後記「その他独立役員に関する事項」参照)および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、特定の利害関係者に偏ることなく公平な立場で助言や意見をいただいております。



会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山岸 和彦			山岸和彦氏は、弁護士としての専門的見地および経営に関する幅広い見識を有しており、これらを当社の監査に生かしていただいております。同氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」(後記「その他独立役員に関する事項」参照)および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、特定の利害関係者に偏ることなく公平な立場で助言や意見をいただいております。
永島 恵津子			永島恵津子氏は、公認会計士としての専門的見地ならびに財務および会計に関する幅広い見識を有しており、これらを当社の監査に生かしていただいております。同氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」(後記「その他独立役員に関する事項」参照)および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、特定の利害関係者に偏ることなく公平な立場で助言や意見をいただいております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

## その他独立役員に関する事項

当社は、取締役会の決議により、以下の「取締役・監査役の独立性基準」を定めております。

「取締役・監査役の独立性基準」

取締役および監査役の独立性を判断するための基準を、以下のとおりとする。

1. 取締役および監査役が独立性を有するためには、会社法に定める社外役員の要件を満たし、かつ、以下のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 当社の主要な取引先(過去5年間に該当するもの)
  - ・直近事業年度における当社の年間連結売上収益の2%以上の取引がある者(法人その他の団体の場合はその業務執行者(顧問等の役職を含む))
  - ・当該対象者が主要な取引先である者の業務執行者の地位を離れている場合、退職後5年以上経過していないこと
  - ・当社を主要な取引先とする者については、取引実態に即して判断する
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタント
  - ・当社から役員報酬を除き年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者(弁護士法人、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファーム等の法人、組合等の団体に所属する者を含む)
  - ・当社から年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている者(法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者を含む)
- (3) 主要株主
  - ・当社株式の議決権保有割合が10%以上の者(法人その他の団体の場合はその業務執行者(顧問等の役職を含む))
  - ・過去5年間に上記の法人その他の団体の業務執行者であった者
- (4) 近親者
  - ・当社グループの業務執行者の配偶者および2親等以内の近親者

- ・(1)～(3)に該当する者の配偶者および2親等以内の近親者については、実態に即して独立性を判断する
2. 上記1.以外の属性において独立性が疑われる場合については、個別に取締役会が独立性を判断する。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

### 該当項目に関する補足説明

業績の向上に向けて経営体制の効率化や責任の明確化を図っており、現時点においてインセンティブを付与するための特別な制度は必要ないと考えております。なお、当社は、「賞与」を業績連動報酬としており、その算定指標として、事業利益を採用しております。事業利益は、「売上収益」から「売上原価」と「販売費及び一般管理費」を控除した当社独自の段階利益ですが、持続的成長を図るため管理すべき重要な指標のひとつと定めていることから、指標として選択しております。業績連動報酬の額の決定方法その他の補足事項は、後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

更新

- 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数  
取締役10名 報酬等の総額429百万円(基本報酬317百万円、賞与112百万円)  
監査役4名 報酬等の総額76百万円(基本報酬76百万円)  
上記のうち社外役員5名 報酬等の総額49百万円(基本報酬49百万円)
- 役員ごとの報酬等の総額等  
報酬等の総額が1億円以上である者は存在しません。
- 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの  
当社は取締役への使用人給与を支給しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

更新

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項】

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会の決議により、次のとおり定めております。

取締役の報酬は、「月額報酬」および「賞与」で構成する。月額報酬は役位ごとの固定報酬とし、賞与は事業の年度計画の達成への意欲を高めるため、事業年度の事業利益を基準に支給額を算定する。なお、非業務執行の取締役は月額報酬のみとする。月額報酬と賞与の年度支給総額は、株主総会で決議された限度額の範囲内とする。

#### イ. 月額報酬

月額報酬の個別支給額は、代表取締役会長および取締役が兼務する社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、執行役員の役位ごとに支給額を定める。非業務執行の取締役は、一定の額とする。

#### ロ. 賞与

賞与は、業績に連動して金額を決定することとし、その算定指標として、持続的成長を図るため管理すべき重要な指標の一つである事業利益を採用する。事業利益に一定率を乗じて算出した額を支給総額とし、個別の支給額は、役位に応じて支給総額に一定率を乗じた額により算出する。

#### ハ. 月額報酬と賞与の割合

賞与を上記基準により決定するため、月額報酬と賞与との割合は定めない。

#### ニ. 支給時期

月額報酬は、取締役の在任期間中、毎月支給する。賞与は、在任する事業年度に関する定時株主総会の日に支給する。

#### 【取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項】

取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億5千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

【取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項】

当社は、取締役の報酬等の額の決定に関する任意の委員会として、独立社外取締役（株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出を行っている者）および代表取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会の審議を受けることを条件に、取締役の個人別の月額報酬および賞与の額の決定を、取締役会決議により以下のとおり代表取締役に委任しました。

イ. 受任者

代表取締役会長 林 茂  
代表取締役社長 藤原 一彦

ロ. 委任された権限の内容

取締役の役位別の月額支給額の決定および賞与の配分における役位別の支給率の決定

ハ. 委任した理由

取締役の個人別の報酬額の決定に当たっては、当社全体の業績や事業環境を俯瞰しつつ、各取締役の職務執行の詳細で公正な評価を行う必要があり、職責上、代表取締役が委任を受けて行うことが最も公正で機動的と考えられるためです。

ニ. 権限が適切に行使されるようにするために講じた措置

指名・報酬諮問委員会は、代表取締役が作成した月額報酬ならびに賞与の年度支給総額および個人別支給額について、上記の決定方針に沿っているか慎重に審議を行い、その審議結果を取締役に答申いたしました。

【監査役の個人別の報酬等の決定に関する事項】

監査役の報酬は、基本報酬（月額報酬）であり、その総額および個別支給額は、株主総会で決議された報酬の限度の範囲内で、監査役の協議により決定されます。

なお、監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

- ・監査役の業務を補佐するため監査役付属を設置しています。
- ・当社では、社外取締役、社外監査役、総務本部統轄取締役および常勤監査役から構成する社外役員会を毎月開催しております。社外役員会では、当社の決算情報や各セグメントの担当役員から当社事業の紹介、取締役会の議題に関する事前説明等を行っており、社外取締役および社外監査役との間で、当社の事業戦略や経営課題に関する情報の交換および認識の共有を図っております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
圓田直人	名誉顧問	特になし	非常勤・報酬無	2002/6/27	定めなし
小川富太郎	名誉顧問	特になし	非常勤・報酬無	2014/6/27	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 2名

### その他の事項

- ・相談役・名誉顧問は、社内での意思決定に関与していません。
- ・相談役・名誉顧問の委嘱は、指名・報酬諮問委員会に諮り、取締役会で決議します。
- ・その他経営陣の求めに応じて、助言等を行うことがあります。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役設置会社であり、取締役9名、監査役4名を選任しております。また、執行役員制度を導入し、取締役会で選任する執行役員は業務執行の責任者として、取締役会で決定された方針に基づいて社長の指揮命令のもとで業務を執行しております。

例月の取締役会において重要な業務の決定とともに、月次の業績の報告と各取締役からの重要な業務についての進捗等が報告され、議長は十分な議論が行われるよう配慮し、監査役からの意見や報告を聴取しております。取締役会の活動状況については、株主総会招集通知に添付する参考書類および事業報告をご参照ください。

毎月1回取締役、執行役員および監査役で構成する役員連絡会を開催し、取締役会で決定された方針や重要事項が周知されるとともに、業績の報告および各執行役員からの業務の執行状況の報告を行い、重要事項のレビューおよび情報の共有が行われております。

執行役員制度により、重要な業務の決定と業務の執行を分離し、取締役会の役割としての業務執行の監督の実効性を高め、業務執行の迅速化と責任の明確化が図られております。監査役は、取締役の職務の執行を監視し、取締役会が適正にその役割を果たしていることを監査しております。このように取締役、監査役、執行役員がそれぞれの責任と役割を果たすことにより、株主をはじめとするステークホルダーの信頼に応える企業統治がなされるものと考えております。

任意の委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。その概要については、前記1.【取締役関係】「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性」の「補足説明」欄に記載のとおりです。

### 【社外取締役の機能および役割】

II 1.【取締役関係】「会社との関係(2)」の「選任の理由」欄に記載のとおりです。

### 【監査役監査の状況】

監査役会は、常勤監査役2名および非常勤の独立性を有する社外監査役2名で構成され、兼務の監査役付属1名が監査役会および各監査役の活動を補佐しており、取締役会に先立ち月次で開催するほか、必要があれば臨時に開催することとしています（平均開催時間：約1時間）。また、監査役会では想定されるリスクの検討を行った上で、監査の方針や規則、基準、年間の監査計画等を決定し、監査の重点項目などに関する各監



査役の監査状況等の報告を受けています。なお、常勤監査役1名は当社の経理統轄取締役を歴任した者、他の1名は他社の経理部門および内部統制・監査部門の業務に従事した者であり、いずれも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役1名は、公認会計士としての専門的見地ならびに財務および会計に関する幅広い見識を有しております。

監査役会は、リスクの検討結果を踏まえて、「法令、定款、規程等の遵守状況」、「内部統制システムの整備・運用状況」ならびに「経営リスクの管理状況」の3点を監査の重点項目とする当年度の監査計画を定めました。監査役会における主な共有・検討事項は次のとおりです。

- ・監査計画および業務分担について
- ・監査役監査基準、監査役会規則の見直しについて
- ・監査法人の評価および選定基準等の見直しについて
- ・重点監査項目の監査状況について
- ・会計監査人の「監査上の主要な検討事項」を含めた監査の相当性について
- ・内部監査部門の活動状況について
- ・常勤監査役の活動状況報告(月次)

各監査役は、この監査計画に基づいて次のような監査活動を行い、これらの監査活動を通じて得た気づき事項について、取締役や業務執行部門に適宜課題提起や提言を行いました。

- ・取締役会への出席(出席者:常勤監査役100%、社外監査役約92%)
- ・代表取締役社長との定期的な会合(四半期)
- ・重要な会議(役員連絡会(執行役員)の月次会合)、社外役員会(社外取締役、社外監査役、総務本部統轄役員および常勤監査役の月次会合)、業務連絡会(全執行役員、主管者、関係会社代表者の年次会合)、予算審議会等)への出席
- ・取締役および使用人からの聴取
- ・事業所および子会社への往査

また、常勤監査役は、常勤者としての業務分担に従って、リスクマネジメント委員会やコンプライアンス委員会等の重要な会議に参加し、重要な稟議案件の回付を受けているほか、総務本部、人事本部、経理企画本部、情報システム部、研究開発本部、生産技術本部、監査室といったグループの内部統制システムを支える部署との定期的な会合(月次)を開催し、必要な情報交換を行っています。

なお、2020年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、不急の往査を延期するなど、各監査役は監査の実効性の確保と感染予防の両立に留意しながら、監査活動を行いました。会計監査人の活動への影響も懸念されたことから、頻繁にその進捗状況を確認し、最終的には、取締役、業務執行部門、会計監査人、監査役間で協議して、第129期事業年度に係る監査報告書の提出、および取締役会への結果報告の日程を見直し、適正な監査に必要な監査期間を確保しました。

#### 【内部監査の状況】

当社では、社長に直結する専任組織の監査室(7名)が、グループの経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を、コンプライアンス、経営効率の向上、会社財産の保全等の観点から検討・評価し、改善への助言・提案、是正状況の確認等を行う内部監査を実施しております。また、生産技術本部は、グループのものづくりのプロセスに関して、安全・環境・品質などの観点で総合的に点検して指摘・改善提案を行う内部監査を実施しております。

監査室は、内部監査のほか、金融商品取引法に基づく当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価活動も担当していることから、会計監査を行う有限責任 あずさ監査法人による内部統制監査を受けており、監査法人と定期的な会合を行うなど相互の連携に努めております。

また、監査室は総務本部、人事本部、経理企画本部などの内部統制部門に対して内部監査を行うほか、常勤監査役と内部統制部門等の定期的な会合(月次)に参加し、相互に必要な意見・情報等の交換を行っています。

#### 【会計監査の状況】

- ・監査法人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- ・継続監査期間 1975年以降

上記以前の調査は困難であり、記載年より前から継続している可能性があります。

- ・監査業務を執行した会計士の氏名  
指定有限責任社員 業務執行社員 椎名弘  
指定有限責任社員 業務執行社員 山邊道明  
指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木雄飛
- ・監査業務に係る補助者の構成人員

公認会計士5人  
その他 16人

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記に記載のとおりです。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2010年6月開催の定時株主総会より、総会日の3週間前に招集通知を発送しております。また、東京証券取引所および当社のホームページを通じて、発送日前の早期開示を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	-
電磁的方法による議決権の行使	2008年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年6月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知および参考書類の英文を作成しており、発送日にホームページに掲載しております。
その他	招集通知(英文を含む)をホームページに掲載しております。 株主総会の議決権行使結果をホームページに掲載しております

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回定期的に説明会を開催	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年2回定期的に代表取締役が説明	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関連資料を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務本部コーポレート・コミュニケーション部	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	基本方針「我が社は、信用を重んじ確実を旨とし、事業を通じて社会の進運及び民生の向上に貢献することを期する。」に基づき、当社を取り巻く方々の信頼に応えるべく行動基準「私たちの行動指針」を作成し、関係会社を含めた役員・従業員に配布し、周知を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会・環境適合性の高い経営を経営方針として、環境・安全経営方針を策定し取り組みを行っております。「環境・安全」経営方針や環境会計などは、従来より「環境報告書」に記載し公表しておりましたが、2005年からは「環境・社会報告書」に、2016年からは「CSRレポート」に、2020年からは「統合報告書」に名称を変更し内容の充実を図っております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、基本方針「我が社は、信用を重んじ確実を旨とし、事業を通じて社会の進運及び民生の向上に貢献することを期する。」に基づき、会社の業務が適正に行われることを確保するための体制の整備について、取締役会の決議により、次のとおり定めております。

1. 当社および当社グループにおける取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」に基づき、「私たちの行動指針」を定め、当社および当社グループ(以下、グループという)の役職員に周知する。グループの役職員は、法令・定款および決められたルールを遵守し、かつ企業倫理にもとる行為を行わないことを職務執行の基本とする。
- (2) 「コンプライアンス委員会」は、規程に基づき社長が取締役から任命する委員長の下で、グループのコンプライアンスの状況調査、改善、教育啓蒙等を行う。
- (3) グループ各社は内部通報制度を整備し、役職員は社内外に設置された通報窓口へ直接通報することができる。窓口へ寄せられた情報は当社社長またはグループ各社の責任者により適切に処理され、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けることはない。
- (4) 「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき、グループの財務報告の信頼性を確保するための体制を充実させ、内部統制の実施、評価、報告および是正等の適切な運営を行うとともに会社情報の適時適切な開示を行う。
- (5) グループ各社は、反社会的勢力との関係の排除、贈収賄やカルテル等の違法行為の防止に関し、規程および必要な手続を定め、周知徹底および適切な管理運用に努める。
- (6) 当社の監査室および所管業務に関して内部監査を行う部署(以下、内部監査部門という)は、グループの経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を適法性および各種基準への適合性の観点から検討・評価し、改善への助言・提案等を行う。

2. 当社および当社グループにおける取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびにグループ各社から当社への職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社の役職員の職務執行における意思決定は、「起案規程」に基づき稟議手続を行い、文書または電磁的方法により稟議手続の記録を保存する。
- (2) 当社の役職員の職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え「文書規程」、「文書保存規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「情報システムセキュリティ基本方針」等の諸規程およびこれらに関する各マニュアルに従い、適切に保存および管理を行う。
- (3) グループ各社は、情報の保存・管理について、適切な意思決定手続および保存のルールを定め、管理を行う。
- (4) 「関係会社管理運営規程」において、グループ各社が行う事業上の重要事項、グループ各社の財政状態および営業成績に影響を及ぼす事象について当社への報告を義務付ける。
- (5) 内部監査部門は、グループにおける職務執行に係る情報の保存、管理および報告の状況を諸規程およびマニュアル等に照らし監査を行い、適切な保存および管理のための助言・提案等を行う。

3. 当社および当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスクマネジメント基本規程」において、グループのリスクマネジメントの基本方針を定め、事業を取り巻く様々なリスクに対应的確な管理・実践を行う。
- (2) グループのリスクマネジメント推進に関する課題・対応策を協議・承認する組織として「リスクマネジメント委員会」を設置する。個別リスクの検討課題ごとに具体策を検討・実施する主管部門を設定し、主管部門は進捗を委員会に報告する。
- (3) グループでの危機発生時における基本方針、体制、情報伝達ルート等を定め、危機の早期収拾、損害の拡大防止を図る。
- (4) 内部監査部門は、グループにおける経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を検討・評価し、会社財産の保全のための助言・提案等を行う。

4. 当社および当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、これを実行するための経営目標を定める。
- (2) 当社の取締役会は執行役員を選任し、執行役員は社長の指揮命令の下で業務執行の責任者として担当業務を執行する。
- (3) 当社は、取締役、監査役および執行役員で構成する「役員連絡会」を定期的に開催し、グループの業務執行の方針の伝達および業務執行状況の報告を行う。
- (4) グループで横断的に取り組む必要なテーマについては、各種委員会において社長が任命する委員長の下で業務を行い、重要な事項は当社の取締役会において報告される。
- (5) 定期的にグループの業務執行の責任者が一堂に会し、経営方針の周知ならびにグループ内の意思疎通の向上を図る。
- (6) 当社の役職員は、グループ各社の取締役等を兼務し、グループの経営方針に沿った職務の執行を行う。
- (7) グループの業務の適正を図るため「関係会社管理運営規程」において、子会社の意思決定に関する当社の関与の基準および程度を明確にする。
- (8) 「連結子会社の内部統制に係る包括的指針」を定め、グループ各社における内部統制構築ならびに統制活動の持続的運営を図る。
- (9) 内部監査部門は、グループにおける経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を検討・評価し、経営効率の向上のため改善・合理化への助言・提案等を行う。

5. 監査役が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 規程に基づき、監査役を補助するため監査役付属を置き、その員数、能力等については監査役会の要請に基づき、必要に応じて見直すことに努める。

ロ. 監査役付属は監査役の指揮命令の下で業務を執行するものとし、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象とする。また、監査役付属の異動等については監査役会と事前に調整を行う。

(2) 監査役への報告に関する体制

イ. グループの役職員は、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

ロ. 当社社長の決裁を必要とする重要な意思決定については常勤監査役に回覧し、当社の取締役会の決議事項に関する情報は、各監査役に事前に通知する。

ハ. 当社の役職員は、グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・定款に違反する事実やそのおそれのある事項もしくは著しく不当な事項を知ったときは、これを監査役に報告する。グループ各社の役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・定款に違反する事実やそのおそれのある事項もしくは著しく不当な事項を知ったときは、これを当社の役職員に報告し、報告を受けた当社の役職員はこれを監査役に報告する。

ニ. グループ各社の内部通報制度の通報窓口に寄せられた情報のうち、法令・定款に違反する事実やそのおそれのある事項またはその他重要な事項については当社の担当部門を通じて監査役に報告する。

ホ. グループの役職員が内部通報その他の情報について監査役に通報をしたことに関して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(3) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査役の職務の執行のために必要な費用については、請求時速やかに処理するものとし、必要に応じて事前に支払う。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、経営状況に関する重要な会議および内部統制に関する重要な会合に参加し、意見を述べることができる。

ロ. 監査役は、内部監査部門および会計監査人と連携を図るため、必要な範囲内で内部監査報告会や会計監査講評等に立ち会う。

ハ. 監査役会が作成する年間監査計画におけるグループ全体の重点監査事項は、取締役および執行役員に周知され、取締役および執行役員はこれに協力する。

ニ. 代表取締役は定期的に監査役との懇談を行い、業務執行における適正を確保するため相互に意見交換を行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の役員・従業員が準拠すべき行動の基準である「私たちの行動指針」において、次の方針を定めています。

(1) 総会屋、暴力団等、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除します。

(2) 反社会的勢力からの「不当な要求には絶対応じない」との基本方針を貫きます。

これらの方針に基づき、内部統制システムにおいて反社会的勢力の排除を明文化するとともに、総務本部を対応統括部署として定め、警察等が主催する各種連絡会に出席し反社会的勢力に関する情報収集を行い、必要に応じて連携できる体制を整備しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

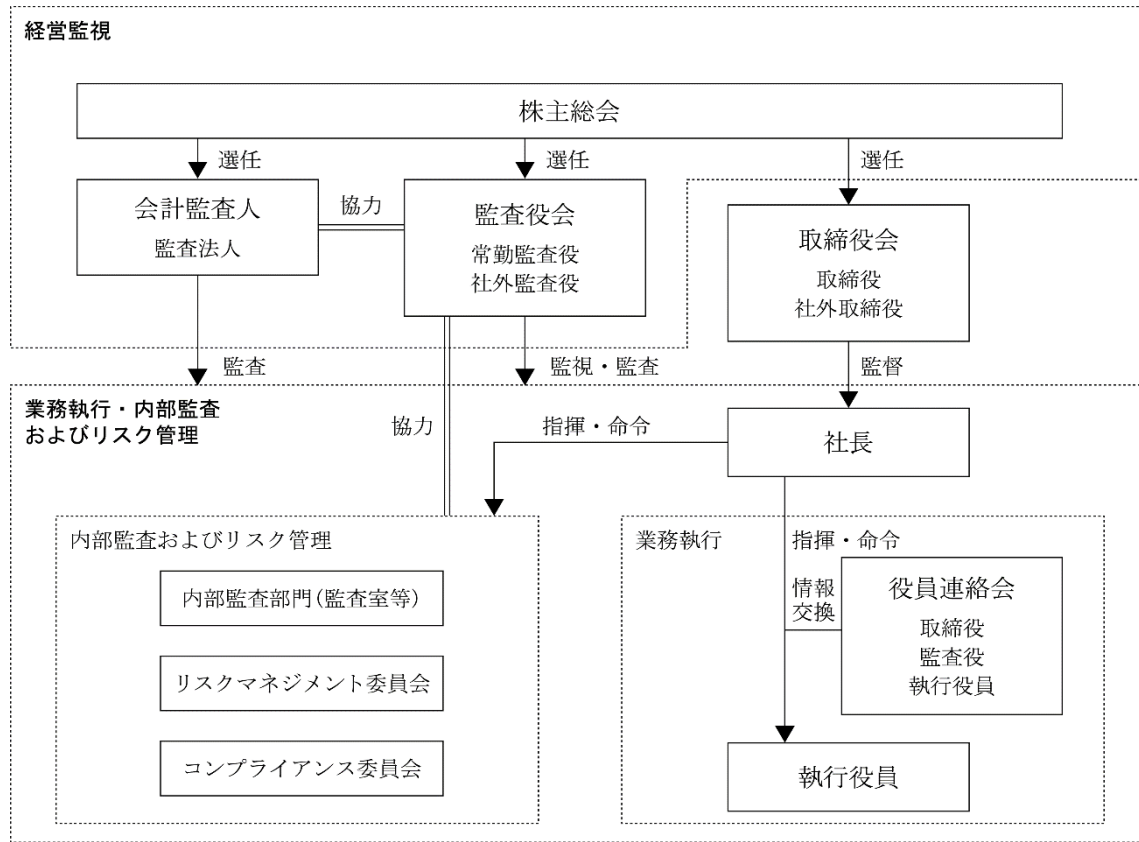
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレートガバナンス体制



会社情報の適時開示に係る社内体制

